

○総務省告示第三百三十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

なお、令和二年総務省告示第九十八号（地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の五第一項及び第二項第二号に規定する総務大臣が定める率を定める件）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

千分の〇・〇五